

第 1 2 5 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	令和 4 年 1 0 月 2 4 日（月曜日） 1 4 時 3 0 分～1 6 時 1 0 分		
開催場所	奈良市役所 6 0 2 会議室		
出席者	委員	伊藤忠通委員 倉橋みどり委員 小山新造委員 種蔵史典委員（宮井達也氏代理出席） 田畑日佐恵委員 辻中佳奈子委員 中山徹委員 本中眞委員 柳田昌孝委員 山本直子委員	
	事務局	鈴木千恵美副市長 梅田勝弘都市整備部長 森田啓司都市整備 部理事 大井克也都市整備部次長 角井力都市計画課長 三山和宏開発指導課長 金子和正建築指導課長 他	
開催形態	公開（傍聴人一般 6 人 報道関係者 1 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題等	<p>（議題）</p> <p>1 会長、副会長の選出</p> <p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 道路の変更（案）について（市決定）</p> <p>2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更（案）について（市決定）</p> <p>3 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）</p> <p>4 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 公園の変更（案）について（県決定分の意見聴取）</p>		
決定又は 取り纏め 事項	<p>（議題）</p> <p>1 会長に伊藤忠通委員を選出し、副会長に大窪健之委員が指名された。</p> <p>（議案）</p> <p>1 議案は原案どおり可決された。</p> <p>2 議案は原案どおり可決された。</p> <p>3 議案について意見聴取を行った。</p> <p>4 議案について意見聴取を行った。</p>		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
<p>（議 題）</p> <p>1 会長、副会長の選出 （会長に伊藤忠通委員を選出し、副会長に大窪健之委員が指名された。）</p> <p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 道路の変更（案）について（市決定） （事務局より、都市計画道路 3・3・1 0 0 号西九条佐保線のうち、（仮称）奈良インター チェンジ以南の未整備区間において標準幅員を 1 2 m から 1 6 m に、市道南部第 2 号線に</p>			

において線形及び区域を、それぞれ変更する都市計画道路の変更（案）について説明を行い、審議された。）

⇒採決の結果、原案通り可決された。

2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

生産緑地地区の変更（案）について（市決定）

（事務局より、奈良市の生産緑地地区指定面積を97.39haから96.46haとし、地区数を591箇所から584箇所とする生産緑地地区の変更（案）について説明を行い、審議された。）

⇒採決の結果、原案通り可決された。

3 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について（意見聴取）

（事務局より、奈良市の生産緑地地区における特定生産緑地の指定面積を9.86haとし、地区数を93箇所とする生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（案）について説明を行った。また、令和4年12月25日の申出基準日までに新たに発生し得る特定生産緑地の指定等にかかる事務対応について協議した。）

山本委員

- ・今後発生し得る事務について、案件の多寡はどの程度想定しているか。
（事務局より、あくまで例外的事案で、件数は少ない想定である旨を回答）

伊藤会長

- ・例外的な事務対応により今後新たに特定生産緑地の指定等がなされた場合は、速やかに報告いただけないか。
（事務局より、速やかに対応する旨を回答）

柳田委員

- ・生産緑地に指定されている区域において、未耕作地が増えている。適正な農地の保全管理について、関係課と調整して対応を行っているのか。
（事務局より、個別の問合せについては、その都度、関係課と協議のうえ現場調査等の対応を行っている旨を、また、年に一度、庁内関係課と連絡協議会を開き情報共有をしている旨を回答）

中山委員

- ・これまでの審議会から市への答申において、面積要件緩和等を求めているが、具体的に検討をされているのか。
（事務局より、周囲の生産緑地の買取申出等に影響を受けて、一団で500㎡という生産緑地の面積要件を満たさなくなり、営農意欲のある所有者の意思に反して生産緑地地区から外れてしまう生産緑地について、「一団のもの区域」の範囲をどうするか検討している旨を回答）

中山委員

- ・そうした検討を進められているということであれば、今回は所有者の意思に反して生産緑地地区から外れることになった事案はないということか。
（事務局より、今後、そうした事案の発生を防げるよう、対応を考えているところである旨を回答）

柳田委員

- ・中山委員の質問に対する事務局の回答について、生産緑地法に一団で500㎡以上という規定がある中で、奈良市がその規定を緩めるような解釈をし、それを基に特定生産緑地の指定を行うことは可能なのか。

(事務局より、一定の距離の範囲内であれば「一団の農地等」とみなすという市の方針決定を行う予定である旨を回答)

4 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）

公園の変更（案）について（県決定分の意見聴取）

(事務局より、奈良県が、都市計画公園5・5・1号大淵池公園について、既供用区域外の約1.1haを都市計画公園区域から除外する変更及び当初都市計画決定時から形状が変わっている区域を現況と合わせる変更をすることについて説明を行った。)

山本直子委員

- ・今回都市計画公園区域から除外する予定となっている区域の土地所有者の区分はどうなっているか。

(事務局より、民有地、奈良市有地、奈良県有地がある旨を回答)

山本直子委員

- ・この議案について、これまでに奈良県が行った説明会等の資料においては、計画変更しないで公園のまま残してほしいという住民の方の意見が多く見られる。奈良市にも多くの要望等があるものと思われるが、奈良市は奈良県とどのような対応をしてこられたのか、経緯を説明してほしい。

(事務局より、公園除外区域に含まれる西奈良県民センター跡地（以下、同跡地）に関して以下の対応をしていることを回答)

令和2年7月 奈良県から奈良市に「低未利用資産の跡地利用について」意向確認照会

令和2年8月 奈良市から奈良県に、跡地利用の「意向無」と回答

令和2年10月 奈良県が同跡地売却の方針を公表

令和3年6月 西奈良県民センター跡地利用を考える会が奈良市に要望書を提出

令和3年8月 同会が奈良市に2回目の要望書を提出 内容は以下

→奈良市が同跡地を公園用地で活用することを前提として、奈良県から同跡地を無償で譲り受けてほしい

令和3年10月 奈良県公園緑地課と協議を実施し奈良県から回答を得る 内容は以下

→奈良市に無償で譲渡可能ということは、あくまでも一般論として述べたものであり、奈良県が同跡地を売却する意向に変わりはない。

都市計画変更の意見は受け付けるが、同跡地利用の意見については対応することは難しい。

令和4年1月 登美ヶ丘地区自治連合会が奈良市に要望書を提出 内容は以下

→同跡地について防災関連等の土地利用を提案することで、奈良県に売却意思の再考を促してほしい。

令和4年3月 奈良市が同連合会に回答 内容は以下

→奈良県は売却方針の意思変更はない。また、現在の奈良市の財政状況等を鑑み、同跡地を購入し公共施設用地として利活用することは難しい。

地域の皆様のご要望を踏まえ、同跡地を奈良県民が利活用できるよう奈良県に意見する。

→奈良市から同連合会への回答文書について、同じものを奈良県にもメール送付し、情報共有を行った。

令和4年9月 奈良市議会9月定例会において同跡地についての奈良市の今後の対応を答弁 内容は以下

→住民の方からの意見は多く受けているが、具体的な解決策を示すことはできなかった。

今回の奈良国際文化観光都市建設審議会において出された意見を、奈良市の意見として奈良県に回答する。

山本直子委員

- ・奈良市が住民の方々や奈良県と、協議・調整を行っていただいていることは理解した。そのことをもってしても、奈良県が同跡地の売却を進めようとしていることには疑問が湧く。

国土交通省が示す都市計画運用指針には、「都市計画を変更した方が公園等の公共空地の適正な配置のためにより有効となる場合、あるいは適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましい。単にその整備が長期にわたり着手されないことのみ理由で都市計画を変更することには相当しない。

なお、我が国の公園等の公共空地の整備水準が欧米諸国に比較しても低位であり依然として不足している状況にあるとともに、公園等の機能を有しない施設等により侵食されやすい性格を有する。このため、公園等の公共空地は長期的な視点で必要な水準を確保するべく都市計画決定されている趣旨から高い継続性、安定性が要請されていることに鑑み、区域の一部の変更であってもその見直しの必要性は慎重に検討することが望ましい。」と記されているにもかかわらず、今回奈良県が、公園として既供用されている区域をもって周辺樹林地を保全・活用した水と緑の公園とする当初目的は果たされているため、同跡地を含む現状公園として供用されていない部分を、長期間事業化されず整備の見通しが立たない区域とみなし、都市計画公園区域から除外しようとする変更を行なうことは、国が示す指針と整合性が取れないのではないかと考える。

以上のことから、奈良県に対して、同跡地について公園機能をそのまま残してほしいという県民からの意見が多くあることを踏まえ、県民の意思を十分に尊重したうえで当計画を進めていただきたい、とご意見申し上げます。

柳田委員

- ・今回の奈良県の都市計画公園の変更案では、大淵池公園の面積が減少することとなる。以前、奈良市子どもセンター建設の際にも柏木公園の面積が減少することに様々な意見が出ていたが、公園面積が減少することは問題ないのか。

(事務局より、以前の柏木公園の事例では公園面積が減少することに疑問を呈されたが、事業の重要性を考慮してのことであった旨を回答)

柳田議員

- ・今回の大洲池公園の案件では、都市計画公園区域から除外せざるを得ない区域があることは理解できるが、都市計画公園区域として残せる区域は除外する必要はないのではないか、と意見をす。

中山委員

- ・大洲池公園は県営公園なのか。また、同跡地に隣接している区域は現状どのように利用されているのか。
(事務局より、県営公園であり、同跡地の隣接地はテニスコート及び遊具のある公園として利用されていることを回答)

中山委員

- ・大洲池のほりにある同跡地及び隣接地は、大洲池公園の中でも要となる重要な場所ではないかと考える。また、災害発生時には池が決壊し水が流れる場所のようにも思える。このことから、この区域を公園以外の用地に利用することは防災上妥当なのか疑問がある。都市公園区域として残し、災害発生時に被害が拡大しないような位置付けの区域とするのが望ましいのではないか。

倉橋委員

- ・同跡地について、現状、建物はどのようになっているのか。また、立入禁止となっているのか。
(事務局より、同跡地の建物は撤去されており更地の状態であること、おそらく立入禁止となっていること、を回答)

伊藤忠通会長

- ・委員の皆様からは、防災の点を含めた都市公園の機能面について利用上の観点から検討する余地があるのではないか、という意見があった。
奈良市はこれらの意見をまとめて県にお伝えいただきたい。

資料	<ul style="list-style-type: none">・次第・座席表・委員名簿・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 道路の変更について（市決定）・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更について（市決定）・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定（意見聴取）・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画） 公園の変更について（県決定分の意見聴取）
----	---